

第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等

1. 計画の周知

この計画を市のホームページ等で公開し、障がい者・児への理解促進をすすめながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・医療・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから、自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心し、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し、計画の推進を行います。

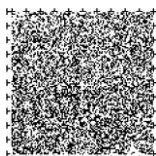
また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、市民福祉部福祉課において、本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において、1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。

5. 障害者総合支援法の施行と概要

平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自



立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月に施行（一部は平成26年4月に施行）されました。障害者総合支援法の主な改正内容については以下のとおりです。

（１）障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要に応じて障害支援区分の認定等の手続きを経た上で、必要と認められた障がい福祉サービス等が利用できることとなります。

（２）障がい支援区分の創設

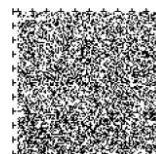
これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

（３）障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

（４）サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化



6. その他関連する法律の整備等

(1) 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるとい
ういわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成28年4月に施行されました。

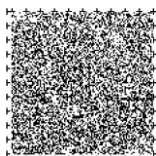
令和6年4月からは民間業者も合理的配慮を行うことが義務付けられました。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

(4) 児童福祉法の改正

平成24年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成25年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成28年6月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。



(5) 発達障害者支援法の改正

平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成28年8月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

(6) 障害者優先調達法の施行

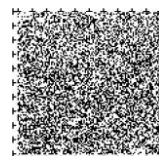
平成25年4月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)が施行されました。

(7) 障害者文化芸術推進法の施行

平成30年6月に、障がい者による文化芸術活動を推進することで、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障がい者文化芸術推進法」(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)が施行されました。

(8) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

令和元年6月に、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を図る「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。



第7期 小郡市障がい福祉計画
第3期 小郡市障がい児福祉計画
令和6年3月

発 行 福岡県小郡市
企画・監修 小郡市 福祉課 障がい者福祉係
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1
電 話 (0942) 72-2111
F A X (0942) 73-4466